

2022年9月22日

長野県教育委員会
教育長 内堀繁利 様

安倍元首相の「国葬」にあたって、「学校の判断」で 弔意表明や弔意強制を行わないよう周知することを求める要請書

長野県高等学校教職員組合
委員長 細尾 俊彦

日頃長野県教育の充実発展のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

さて、政府は9月27日に安倍元首相の「国葬」を実施することを閣議決定しました。この「国葬儀」に対して、阿部知事は9月15日の記者会見で、「県庁本庁舎と合同庁舎で半旗を掲揚する」としましたが、「『国葬』には県内行事を優先し欠席すること」、「県職員や黙祷は求めないこと」「庁内放送でも黙祷を求めないこと」等を表明しました。県教育委員会はこの記者会見で「県立学校や市町村教委に弔旗や半旗の掲揚、職員や児童生徒の黙祷は求めない」とし、同日同趣旨のメールを学校長に送付しました。

しかし、15日の記者会見で県教委教育政策担当者が、「（対応について）各学校の自主性を重んじる」との発言をしたため、翌日の県内各紙の報道では「各学校の判断にまかせる」（読売新聞）、「独自の判断で実施することはさまたげない」（毎日新聞）などと報じられ、県教委が「各学校の自主的な判断で弔旗を掲揚したり、生徒教職員に弔意の表明を求める」ことを容認しているとも受け取れる状況が生まれています。

そもそも「国葬」には法的な根拠もなく、国会の審議も行われないうちに行われようとしており、「法の下での平等」（憲法14条）や「思想及び良心の自由」（憲法19条）にも反すると厳しく指摘されています。各種の世論調査でも、「国葬儀」の実施に反対する県民が、日を迫うごとに増えつつあります。

長野高教組は9月8日に、県教育委員会に対して「県教委が『国葬』にあたって学校等に弔意表明の協力を要請しないこと」を求めるとともに、「学校独自の判断で、弔意表明をおこなわないようにすること」を申し入れてきました。県教育委員会の会見での発言は、要請の後段を否定するものです。

学校で行われることはすべて教育の一環です。弔旗等で「学校として」の弔意を示すことや、生徒・教職員に対してなんらかの弔意を求めることは、その教育的意義を明らかにし、校内はもとより県民の理解を得ることが求められます。ましてや、憲法上の疑義も指摘される中、「学校長の判断で」行うべきではありません。

以上から、私たちは教育委員会に対し下記のことを求めます。

記

- 1 国葬の対応について「各学校の自主性を重んじる」旨の発言について撤回し、学校現場で弔意の強制があってはならないことを改めて学校に周知すること。

以上